平成２５年（フ）第１２３４号
千葉県市川市新田２丁目13番８号
破産者　橋本　祥子
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１７７１号
名古屋市守山区本地が丘1702番地
破産者　株式会社栄基礎調査
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３７３号
名古屋市瑞穂区惣作町１丁目９番２号
破産者　有限会社瑞希
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８４号
名古屋市中区錦３丁目23番31号
破産者　株式会社シバタ
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２７５号
神戸市中央区港島南町５丁目２番５和研薬神戸センタービル２階
破産者　アドメリサーチ株式会社
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５号
島根県出雲市稗原町4963番地６
破産者　西尾　幸子
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第３３２号
北海道上川郡美瑛町本町４丁目３番３号
破産者　株式会社ケーエスピー
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６号
北海道留萌市千鳥町４丁目283番地
破産者　株式会社門脇
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８７号
北海道旭川市北門町15丁目2158番地の207
破産者　島田　弘美（旧姓柴田）
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８６１号
東京都青梅市河辺町５丁目18番地の４サンクレイドル河辺312号
破産者　豊田　利子
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１９０号
東京都八王子市八木町２番12―402号
破産者　渡邉知津子
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２４９号
東京都小平市たかの台25番８号わらび荘203号
破産者　寺島　　悟
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５９１号
横浜市青葉区もえぎ野12番地21、商業登記簿上の本店所在地東京都港区南青山５丁目15番９―203号
破産者　有限会社バースフォーティファイブ
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６２７号
神奈川県高座郡寒川町一之宮２丁目４番７号
破産者　有限会社酒のえびすや
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９０号
相模原市中央区清新７丁目９番19号清新ハイツ302
破産者　有限会社八起
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３８６号
岐阜県各務原市鵜沼山崎町４丁目26番地
破産者　山口　貴義
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第５０号
岐阜県各務原市那加楽天地町29番地　楽天地マンション304
破産者　西　　明
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５５４号
静岡県沼津市下河原町465番地
破産者　カネシメ山芳水産株式会社
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第７３号
静岡県沼津市内浦長浜78番地の22
破産者　有限会社いわしくん
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第８７号
静岡県浜松市東区上西町35番地の１
破産者　アシタもネっ株式会社
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１４１４号
京都市山科区勧修寺平田町81番地
破産者　株式会社朱雀管工
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７６号
山口県山陽小野田市高栄２丁目９番26号
破産者　有限会社清水製麺
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部